

滝沢市学校体育におけるプール授業の在り方に関する方針

令和 7 年 1 月

滝沢市教育委員会

目 次

第 1 章 方針策定の背景等

- 1 方針策定の背景・目的
- 2 方針の位置付け
- 3 方針の期間

第 2 章 本市における学校プールの現状

- 1 プール授業の実施状況
- 2 学校プールの設置状況
- 3 学校プールの維持管理経費・大規模改修経費の状況

第 3 章 「市学校体育におけるプール授業の在り方検討委員会」における協議

- 1 第 1 回検討委員会（令和 6 年 9 月 24 日）
- 2 各校からの意見集約内容
- 3 第 2 回検討委員会（令和 6 年 11 月 18 日）

第 4 章 市学校体育におけるプール授業の在り方についての方針

- 1 滝沢市小中学校水泳授業プログラム
- 2 小学校
- 3 中学校

【資料】

「学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方について」（6文科初第 885 号 令和 6 年 7 月 10 日）

第 1 章 方針策定の背景等

1 方針策定の背景・目的

昨今、学校体育におけるプール授業においては、全国各地で様々な課題が報道されている。全国的にも、課題解決のために民間施設の活用や公共プールの集約的活用、水泳実技授業の取りやめなど、水泳実技授業の在り方については、対応に苦慮しているところである。

課題として、まず挙げられるのは夏期の気温上昇に伴う「熱中症への対応からプール授業の中止」という状況である。現在では、プール授業を実施するためにも熱中症計を確認してからの授業実施が一般的となり、プールサイドでの熱中症対策はもちろん、気温上昇に伴い水温も上昇しているため、水中での熱中症対策も検討しなくてはならない。また以前は、夏季休業中には小学校プールを施設開放し、地域の子ども会等が活用していたが、現在は熱中症への対応から多くの小学校でプール開放を実施していない。

次に、今般のジェンダー等に係る対応も急務である。児童生徒の水着の購入や、着替え場所の配慮、授業内容については児童生徒への連絡のみならず、保護者と内容共有など、プール授業を実施するにあたり多方面への配慮が求められる。

また、新型コロナウイルス感染症の流行以降、「児童生徒への健康面への配慮」の考え方から、児童生徒からの体調不良の申し出をより一層尊重することが求められている。プール授業についても決して無理はさせず、児童生徒や保護者の申し出により、授業見学の対応も増えている。結果として、プール授業の欠席者も増加し、市内大規模校のプール日誌によれば、令和 5 年度中のプール授業の欠席者の割合は、36%にも上っている。

さらに、学校プールの施設管理には、水量調整、水質調整等、校内での確実な管理はもとより、外部機関・業者への依頼も必要となる。文部科学省通知「学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方について」（6文科初第 885 号 令和 6 年 7 月 10 日）においても、「学校プールの管理業務が担当する教師等にとって過度な負担につながっている事態も見受けられます。」と示され、学校プールの管理業務に関して、学校教職員の業務から切り離し、指定管理者制度の活用や民間業者への委託が望ましいと示されている。

加えて、本市の小中学校の学校プールの老朽化が進んでおり、施設改修では対応が困難であるため、改築を検討せざるを得ないプールが複数存在しているところである。

このような状況の中で、市教育委員会では、小学校中学校校舎等改修事業計画に基づき、令和5年度から市内小中学校のプール施設及び活用状況の調査を実施し、近隣市町の状況調査を行ってきた。

また、本市の小中学校児童生徒が9年間の教育課程についても検討を重ね、児童生徒が、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための基本的な水泳技能を獲得し、水難事故防止のための正しい知識や技能を身に付け、万一の事態においては、自他の命を守ることのできる児童生徒の育成のために、本市の状況を鑑み、学校体育におけるプール授業の在り方について、滝沢市としての方針を示すものである。

2 方針の位置付け

本方針については、小学校中学校校舎等改修事業計画に基づき、学校プールの施設整備の方向性ととも、水泳授業に関する小中9年間の教育課程を示すものである。

また、本方針に示す教育課程については、市校長会と協議し、市内各校における学校体育プール授業については、本方針を踏まえて実施するものとする。

3 方針の期間

本方針は、令和7年度から実施し、各校のプール授業の実施状況を踏まえて改訂を加えていくものとする。

第2章 本市における学校プールの現状

1 プール授業の実施状況

(1) 学校プールの活用状況

市内各校の学校プールの活用状況を下記に示す。

下記によると、学校規模にもよるが、プールの活用状況については学校により差が生じている状況である。

【令和5年度学校プール活用状況】

No.	学校名	総時間数 (時間) ※1	不能時間 (時間) ※2	最大稼働時間 (時間) ※3	実稼働時間 (時間) ※4	時間当たり 稼働率 ※5
1	篠木小	153	15	138	37	27%
2	滝沢小	150	18	132	80	61%
3	滝沢第二小	204	33	171	58	34%
4	鶉飼小	132	9	123	79	64%
5	一本木小	140	16	124	34	27%
6	姥屋敷小中	204	48	156	22	14%
7	柳沢小中	180	27	153	17	11%
8	滝沢東小	177	15	162	34	21%
9	滝沢中央小	144	24	120	70	58%
10	滝沢南中	159	6	153	81	53%
11	滝沢第二中	144	6	138	78	57%
12	一本木中	150	9	141	33	23%
13	滝沢中	184	12	172	100	58%

市教育委員会教育総務課調べ

※1：総時間数：学校のプール利用期間。いわゆる「プール開き」から「プール納め」までの期間

※2：不能時間：総時間数のうち、高気温や荒天により、プールを使用することができなかった時間

※3：最大稼働時間；学校のプール総時間数のうち、不能時間を除いた、教育課程内の時間

※4：実稼働時間；最大稼働時間のうち、実際にプール授業で活用した時間（プール日誌より算出）

※5：時間当たり稼働率；最大稼働時間に対する実稼働時間の割合

(2) プール授業の参加状況

前頁の「学校プールの活用状況」と併せ、各学校においては、「児童生徒への健康面への配慮」から、「プール授業の欠席者」も相当数に上る。

欠席の申し出については、新型コロナウイルス感染症の流行以降、本人・保護者の申し出をより一層尊重することが求められ、学校におけるプール授業において、実技の実施を強要することはない。その結果、体調不良、アレルギー対応、ジェンダー等に係るもの等、プール授業欠席の理由も多様化している。

市内大規模校のプール日誌から算出した欠席者の割合は、次のとおりである。

【令和5年度市内A中学校のプール授業参加者の割合】

プール授業実施学級の生徒の総数	プール授業実施学級の欠席者の数	欠席者の割合
4,392 人	1,602 人	36%

2 学校プールの設置状況

本市においては、小学校7校、中学校4校、小中併設校2校、計13校が設置されている。市内13校とも学校プールが設置されており、建設年度、築年数、現状については以下のとおりである。

市内各校のプールについては、13校中11校で築30年を経過しており、修繕を繰り返しながら対応しているものの、修繕では対応できず、改築を検討せざるを得ないプールが複数存在している。

No.	学校名	建設年度	築年数	劣化状況
1	篠木小	平成元年	34年	<ul style="list-style-type: none"> ・水槽内シートとパネルの間に水侵入 ・プールサイド床は塗床の剥がれ、浮き ・北側フェンス倒壊のおそれあり ・ろ過装置五方弁の腐食
2	滝沢小	昭和58年	40年	<ul style="list-style-type: none"> ・プール水槽、サイド床は改修済み ・フェンスの老朽と支柱周囲のひび割れ、爆裂 ・ろ過装置等支障なし
3	滝沢第二小	昭和55年	43年	<ul style="list-style-type: none"> ・プールサイド床は浮き沈みがあり ・フェンス基礎の支柱周辺及び基礎天端ひび割れ劣化 ・ろ過装置配管全面に腐食
4	鵜飼小	昭和59年	39年	<ul style="list-style-type: none"> ・水槽内床の部分補修痕あり ・プールサイド床は十数年前に部分改修 ・目隠しフェンス塗装剥がれ ・ろ過装置ポンプが経年劣化により異音
5	一本木小	昭和50年	48年	<ul style="list-style-type: none"> ・水槽内の塗膜の浮き、剥がれ ・プールサイド床のコンクリート平板ブロックの沈下 ・ろ過装置ポンプが経年劣化により異音
6	姥屋敷小中	平成2年	33年	<ul style="list-style-type: none"> ・水槽床の表層ひび割れ ・プールサイド床は樹脂塗床の剥がれ、浮き ・ろ過装置五方弁の腐食
7	柳沢小中	昭和62年	36年	<ul style="list-style-type: none"> ・プール水槽部分は表層のひび割れ、塗装の剥がれ ・プールサイド床コンクリートのひび割れ ・ろ過装置集毛器内部の腐食
8	滝沢東小	平成8年	27年	<ul style="list-style-type: none"> ・水槽内はシート防水の浮き ・プールサイド床は塗床の剥がれ、浮き ・ろ過装置等支障無し
9	滝沢中央小	平成30年	5年	
10	滝沢南中	昭和47年	51年	<ul style="list-style-type: none"> ・水槽内の塗膜の剥がれ ・プールサイド床はコンクリート平板ブロックの沈下 ・法面崩壊によりフェンス基礎の崩れ ・ろ過装置ポンプの劣化
11	滝沢第二中	昭和46年	52年	<ul style="list-style-type: none"> ・水槽内は塗膜の剥がれ、亀裂 ・プールサイド床はコンクリート平板ブロックの沈下 ・ろ過装置集毛器内部が著しく腐食
12	一本木中	平成4年	31年	<ul style="list-style-type: none"> ・水槽部分は表層のひび割れが多い ・プールサイド床は樹脂塗床の剥がれ、浮き ・ろ過装置集毛器内部が著しく腐食
13	滝沢中	昭和62年	36年	<ul style="list-style-type: none"> ・プールサイド床は経年劣化による破損 ・ろ過装置集毛器内部の腐食

※年数については、令和6年3月時点

3 学校プールの維持管理経費・大規模改修経費の状況

学校プールの維持管理については、年間補修費と併せ、一定額の維持経費を確保する必要がある。また、大規模改修に向けては、長期計画に基づき、改修等に必要となる財源を確保していかななくてはならない。

学校施設の改修・改築については、特別教室へのエアコン設置をはじめ、昨今、全国では体育館へのエアコン設置についても話題になるなど、施設の状況や社会情勢等を鑑み、優先順位をつけながら適切に対応していくことが求められている。

No.	学校名	年間維持費(円)	年間補修費(円)	長期計画改修費(円) ^{※1}	長期計画改修維持費(円) ^{※2}
1	篠木	770,538	200,000	35,677,000	49,264,532
2	滝沢	1,019,829	200,000	26,520,000	43,597,606
3	滝二	840,354	200,000	69,706,000	84,270,956
4	鵜飼	817,106	200,000	40,711,000	54,950,484
5	一本木	803,795	200,000	200,793,000	214,846,130
6	姥屋敷	451,898	200,000	38,000,000	47,126,572
7	柳沢	552,784	200,000	21,713,000	32,251,976
8	滝沢東	855,000	200,000	40,972,000	55,742,000
9	滝沢中央	1,124,009	200,000	30,000,000	48,536,126
小学校合計		7,235,313	1,800,000	504,092,000	630,586,382
10	滝沢南	850,872	200,000	211,401,000	226,113,208
11	滝二	706,856	200,000	206,049,000	218,744,984
12	一本木	679,315	200,000	37,231,000	49,541,410
13	滝沢	751,961	200,000	36,761,000	50,088,454
中学校合計		2,989,004	800,000	491,442,000	544,488,056
小中学校合計		10,224,317	2,600,000	995,534,000	1,175,074,438

※1：長期計画改修費；小学校中学校校舎等改修事業計画に基づき、令和19年度までの長期計画によるもの

※2：長期計画維持経費；上記のうち、年間維持費、年間補修費、長期計画改修費を合わせたもの

第3章 「市学校体育におけるプール授業の在り方」に関する検討の経緯

1 第1回検討委員会（令和6年9月24日）

- 検討委員13名に対し、「滝沢市学校体育におけるプール授業の在り方に関する方針（案）」について説明
- 質疑及び意見（抜粋）
 - ・ 小学校水泳授業における外部人材の位置づけについて
 - ・ 近隣施設活用の可能性について
 - ・ 学校プールを使用できる学校と使用できない学校との教育課程の差について

2 各校からの意見集約内容

令和6年度第7回滝沢市小・中学校校長会議（令和6年10月11日）にて、「滝沢市学校体育におけるプール授業の在り方に関する方針（案）」の説明と、第1回検討委員会の内容説明を行い学校意見の集約を依頼した。

学校意見の内容として、「施設使用可能な学校については続けることが妥当」との意見もあるが、「市内共通の教育課程として、中学校でのプール実技授業の取りやめは止むなし」との意見が出された。また、小学校における実技指導の充実については、「インストラクターの派遣も含めて、実技授業の支援については、学校独自で行うのではなく、市教育委員会としての支援が適当」との意見も多数出された。

3 第2回検討委員会（令和6年11月18日）

- 検討委員13名に対し、「滝沢市学校体育におけるプール授業の在り方に関する方針（案）」に対する学校意見の集約結果を説明後、方針について協議され、方針について了承を得たところである。
- 意見内容（抜粋）
 - ・ 全国的に見ると、プール授業を中止している自治体もあり、現在の市の状況を考えると、中学校での水泳実技授業の中止はやむを得ない。
 - ・ 中学校での水泳実技授業が中止となった場合でも、安全指導のため、着衣水泳の実施は検討すべき。
 - ・ 小学校での外部講師を招聘しての実技指導の充実はありがたい。
 - ・ 大規模中学校において校外施設を利用しての水泳実技指導は、移動の面から現実的ではない。
 - ・ 保護者への説明は、学校単位ではなく、市内統一した説明が必要。また、より丁寧な説明が必要である。
 - ・ 中学校では保健分野での安全指導の充実が求められる。
 - ・ 水泳実技授業を実施する場合には、水温が高い場合の中止の判断基準等を示してほしい。
 - ・ プールの安全・衛生管理を担当している養護教諭の立場からすると、プール施設の管理はかなりの労力を要する。

第4章 市学校体育におけるプール授業の在り方についての方針

1 滝沢市小中学校水泳授業プログラム

本市においては、中学校区毎に小中学校が連携し、9年間を見据えた実践的取組を推進する「滝沢市小・中ジョイントアップ・スクール事業」を展開している。これは、小中9年間の教育課程の系統性を見据え、児童生徒の生きる力を育成することを目標としているものである。

学校体育における水泳授業においても、小中9年間を一つの教育課程と見ながら、それぞれの発達段階に応じた指導を行うことで、学校体育の時間を効果的に活用した水泳授業の実施するために「滝沢市小中学校水泳授業プログラム」を以下に示す。このプログラムに基づき、市内各校共通で、生きる力を育む小中9年間の水泳授業を展開するものである。

【滝沢市小中学校水泳授業プログラム】

小学校段階においては、水泳実技授業の充実を目指し、系統性を意識した実技指導を実施し、外部実技指導者と連携し、「小学校6学年で、25m泳ぐことができる」ことを目指す。中学校での実技指導は実施しない。

また、安全指導については、小学校段階での応急処置の基礎に加え、小学校での着衣水泳を徹底する。また、中学校での心肺蘇生法や止血法等の応急手当の実技指導の徹底、水難事故防止の授業の推進等、中学校における安全指導の充実を図る。

段階	水泳実技			安全指導
		具体的内容	外部人材との連携	具体的内容
小学校1、2年	水遊びの楽しさ	<ul style="list-style-type: none"> ・水かけっこ ・水につかって電車ごっこ、リレー遊び、鬼ごっこ ・水中じゃんけん、にらめっこ ・くらげ浮き、伏し浮き、大の字浮き ・バブリング、ポビング 	インストラクター △ 地域ボランティア ◎ ラーニングサポーター ◎	<ul style="list-style-type: none"> ○水難事故防止の取組 ・動画教材による指導 ○着衣水泳の実施 ・水中ウォーキング
小学校3、4年	水泳運動の楽しさ	<ul style="list-style-type: none"> ・け伸び ・初歩的な泳ぎ ・プールの底タッチ ・背浮き、だるま浮き、変身浮き ・簡単な浮き沈み 	インストラクター ○ 地域ボランティア ○ ラーニングサポーター ○	<ul style="list-style-type: none"> ○応急手当の実際 ・動画教材を用いた指導 ○水難事故防止の取組 ・動画教材による指導 ○着衣水泳の実施 ・着衣による浮き身
小学校5、6年	基本泳法の習得	<ul style="list-style-type: none"> ・25m程度のクロール習得 ・25m程度の平泳ぎ習得 ・20秒程度を目安にした背浮き ・5回程度を目安にした浮き沈み 	インストラクター ◎ 地域ボランティア △ ラーニングサポーター ○	<ul style="list-style-type: none"> ○応急手当の実際 ・包帯法、止血法の実技実施 ○水難事故防止の取組 ・動画教材による指導 ○着衣水泳の実施 ・着衣による浮き身から泳ぎ

<p>中学校</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急手当実習の徹底 中学校3年間のうち、「AEDを使用した心肺蘇生法」「包帯法」「止血法」の実技を行うこと ○ 水難事故防止の取組 動画教材を用いて、水難事故を予防するための知識と水難事故に遭遇した場合の対応について学ぶ機会を毎年設定すること ○ 学区の小学校と連携した着衣水泳の実施 学区の小学校と連携し、設定することが可能な場合は、着衣水泳の授業を実施することが望ましい
------------	---

※1：インストラクター；地域のスイミングスクールより派遣

※2：地域ボランティア；学校教育振興協議会を通じて、地域の方や保護者による「水泳授業の見守りボランティア」。見守り活動を原則とする

※3：ラーニングサポーター；盛岡大学・岩手県立大学の学生による学習支援ボランティア。地域ボランティア同様、見守り活動が原則となる

2 小学校

滝沢市における今後の学校体育におけるプール授業の在り方

- 小学校では、全ての学校でプール授業を実施し、基本的な泳法（クロール・平泳ぎ：5～6年）を身に付けさせる。

小学校では、5～6年段階において、基本的な泳法（クロール・平泳ぎ）を身に付けることを目標とし、系統的に水泳の実技指導を実施する。

そのために、学校教職員による指導だけでなく、外部実技指導者を活用した水泳実技指導を実施する。

なお、外部実技指導者（指導者免許保有者）による授業の際には、指導内容・指導目標を共有したうえで、学校教職員が児童の個別指導に回るなど、連携した指導を行うこととする。

また、安全指導についても系統的に実施し、「水難事故防止の取組」として動画教材を活用した指導を実施するとともに、段階に応じた「着衣水泳」を実施する。併せて、高学年においては、応急手当の実際を行うことで、児童の安全への意識向上をねらいとするものである。

3 中学校

中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 保健体育編（平成 29 年 7 月）には、「3 内容の取扱い」に次のように記されている。

3 内容の取扱い

(2) 内容の「A 体づくり運動」から「H 体育理論」までに示す事項については、次のとおり取り扱うものとする。

エ 「D 水泳」の(1)の運動については、第 1 学年及び第 2 学年においては、アからエまでの中からア又はイのいずれかを含む二を選択して履修できるようにすること。第 3 学年においては、アからオまでの中から選択して履修できるようにすること。なお、学校や地域の実態に応じて、安全を確保するための泳ぎを加えて履修させることができること。また、泳法との関連において水中からのスタート及びターンを取り上げること。**なお、水泳の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを取り扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げること。また、保健分野の応急手当との関連を図ること。**

【中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 保健体育編（平成 29 年 7 月）】

また、同「3 内容の取扱い」には、領域の選択にあたっては、「学校や地域の実態及び生徒の特性等を考慮する」ことも示されている。

3 内容の取扱い

(3) 内容の「A 体づくり運動」から「G ダンス」までの領域及び運動の選択並びにその指導にあたっては、**学校や地域の実態及び生徒の特性等を考慮するものとする。**

【中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 保健体育編（平成 29 年 7 月）】

このことから、滝沢市中学校においては、学校体育での水泳の実技授業を実施せず、学校や地域の実態や生徒の特性を考慮し、学校ごとに「陸上競技」を強化したり「武道」の時数を多く確保したりして、重点領域を設定しながら特色を持たせた教育課程を編成することとする。

また、水難事故防止のための正しい知識や技能を身に付け、万一の事態においては、自他の命を守ることでできる生徒の育成のために、中学校段階での保健授業を充実させる。

滝沢市における今後の学校体育におけるプール授業の在り方

○ 中学校では、学校体育における水泳の実技指導を行わない。

- (1) 各学校の生徒の実態に応じた体育授業の実施
- (2) 保健授業と関連させた、水泳の事故防止に関する心得と応急処置に関する授業の徹底

○ 応急手当の実際

胸骨圧迫、A E D使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法について、滝沢消防署・滝沢市体育協会等と連携し、講師を招聘したうえで、実習を通して応急手当ができるようにする。

については、学校規模に関わらず、中学校3年間のうち、生徒一人一人が必ず「A E Dを使用した心肺蘇生法」「包帯法」「止血法」の実技を行うこととする。

なお、実施形態については、学年学級での実施以外にも、P T Aや学校教育振興協議会と連携した取組も可能とする。

○ 水難事故防止の取組

水難事故防止については、政府広報オンラインや各種団体がアップロードしている動画教材を用いて、水難事故を予防するための知識と水難事故に遭遇した場合の対応について学ぶ機会を、毎年設定することとする。

6 文科初第 885 号
令和 6 年 7 月 10 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長

文部科学省初等中等教育局長
矢野和彦

スポーツ庁次長
茂里毅

学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方について
(依頼)

日頃から、地方教育行政の発展に御尽力と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

昨年学校プールの管理を担当することとされた教師等が給水の停止等をしなかつたこととで継続的に給水が行われ、結果として校長や当該教師等が水道料金を賠償する事例が発生するなど、学校プールの管理業務が担当する教師等にとって過度な負担につながっている事態も見受けられます。

学校設置者による必要な支援やチャエック体制の構築等が十分に行われないうまま、特定の教師等に学校プールの管理が任せられ、教師等が損害賠償の責めを負う恐れもある中で勤務する状況は望ましくありません。

こうした学校プールの管理業務に関する教師等の負担を軽減するための取組として、指定管理者制度を活用したり、民間業者へ委託したりすること等を通じて教師等の負担を軽減することが考えられます。各学校設置者におかれては、こうした取組について御検討いただくとともに、引き続き学校で学校プールの管理を行う場合でも、管理員の配置や自動で給水を止めるためのシステムの導入、複層的なチャエック体制の構築、マニュアルの作成等を通じ、学校プールの管理を特定の教師等に任せきりにせず組織として適切に行うための環境整備を徹底いただくようお願いいたします。

また、学校プールではなく、地域の公営・民営プールを活用して、水泳指導を行うことも考えられます。

以上の点に関しては、文部科学省においては、「学校体育施設の有効活用に関する手引き」(令和 2 年 3 月 スポーツ庁)及び「学校施設の集約化・共同利用に関する取組事例集」(令和 2 年 3 月 文部科学省大臣官房文部施設企画・防災部)において、指定管理者制度、PTI、民間委託を活用した学校プールの管理・運営や公営・民営プールの活用等に関する事例を紹介しております。また、学校施設環境改善交付金を活用し、学校プールを新築する際に、自動で給水を止めるためのシステム等を含めて整備するこ

とも可能となっておりますので御参考にしてください。
これらの取組も含め、学校プールの維持管理に関する教師等の負担軽減を図り、今後、損害賠償請求を一律に行うのではなく、本件に係る損害賠償責任が特定の教師等に生じることのないよう、積極的な取組を御検討いただくようお願いいたします。

なお、文部科学省が従前より示している「学校・教師が担う業務にかかる 3 分類」(※)の考え方に照らせば、学校プールの管理については、原則「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」であると考えられます。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の指定都市を除く市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、このことを十分に周知いただくようお願いいたします。

※「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(平成 31 年 1 月 25 日中央教育審議会)において提言された、学校における働き方改革の推進のために、学校・教師が担う業務を「基本的には学校以外が担うべき業務」、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の 3 つに整理したものの。

○「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(平成 31 年 1 月 25 日中央教育審議会)
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sontai/1412985.htm

○「学校体育施設の有効活用に関する手引き」(令和 2 年 3 月 スポーツ庁)
https://www.mext.go.jp/sports/b_mextu/sports/mextu/top02/hs/detail/1385575_00002.htm

○「学校施設の集約化・共同利用に関する取組事例集」(令和 2 年 3 月 文部科学省大臣官房文部施設企画・防災部) https://www.mext.go.jp/content/20221212_mxt_sisetuki-000026367_1.pdf

(担当) 文部科学省 初等中等教育局
初等中等教育企画課 地方教育行政係
(電話) 03-6263-4111 (内線4678)